

4 温室効果ガスの排出の状況

計画期間 1 年度目（令和 6 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		2,644	t-CO ₂
（温① 二室を 酸効除 化果く 炭ガ 素換 排出 量）	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑨エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑨合計）		2,644	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標の達成状況

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標の達成状況

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度の実績		目標		計画期間の実績					
	令和 5 年度		令和 8 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度			
温室効果ガス 総 排 出 量	2,585	t-CO ₂	2,583	t-CO ₂	2,644	t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
削減率（対 基準年度）			0.1	%	▲ 2.3	%		%		%
温室効果ガス みなし総排出量						t-CO ₂		t-CO ₂		t-CO ₂
削減率（対 基準年度）						%		%		%

項 目	基準年度の実績		目標		計画期間の実績					
	令和 5 年度		令和 8 年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度			
原単位当たりの 排 出 量										
削減率（対 基準年度）				%		%		%		%
原単位当たりの みなし排出量										
削減率（対 基準年度）						%		%		%

（2）進捗状況に対する自己評価（目標の達成／非達成の理由）

令和6年度より簡易処理高度化施設が新たに運用を開始したため、前年度より電力使用量が増加したものとする。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

備考4 温室効果ガスみなし総排出量とは、温室効果ガス総排出量に対し、クレジット等の環境価値に相当するもの及び非化石エネルギー等の利用による温室効果ガスの削減量を調整したものをいいます。

指針第2号様式

(2) 非化石エネルギーの利用の状況

ア 非化石電気の使用状況

指標	非化石電気の使用状況						目標	
	令和 6年度		令和 7年度		令和 8年度		(2030年度)	
使用電気全体に占める非化石電気の比率	17.4	%		%		%		%

イ 計画期間 1 年度目 (令和 6 年度) における非化石エネルギーの利用状況

非化石エネルギーの使用量	温室効果ガス換算量 (みなしの削減量)
kl	t-CO ₂

(3) 未利用エネルギーの利用の状況

ア 計画期間 1 年度目 (令和 6 年度) における未利用エネルギーの利用状況

導入年度	設備等の種類	概要 (規模、性能、発生エネルギー量等)

イ アのうち、他のものに供給した電力及び熱

区分	未利用エネルギーの種類	温室効果ガス換算量 (みなしの削減量)	
電力			t-CO ₂
熱			t-CO ₂

(4) 環境価値 (クレジット等) の活用の状況

計画期間 1 年度目 (令和 6 年度) におけるクレジット等の利用

クレジット等の種類	創出地	温室効果ガス換算量 (みなしの削減量)
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂

(5) みなしの排出量の算定に利用した温室効果ガス換算量 (みなしの削減量) の合計

t-CO ₂

(6) 電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

日

指針第2号様式

(7) その他の地球温暖化対策に係る措置の実施状況

両面コピー、裏紙利用により紙使用量を削減した。
電子共有フォルダやメールの利用を推進している。
LED照明器具への取替を推進している。

(8) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組の実施状況

故障対応等緊急の業務があった場合を除き、定時退庁を実現できている。